

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

公益社団法人 福岡県社会福祉士会

② 評価調査者研修修了番号

S18136、07-031

③ 施設の情報

名称：門司ヶ関学園	種別：児童養護施設	
代表者氏名：川野 博文	定員（利用人数）：75名	
所在地：福岡県北九州市門司区大字畑 1808 番地 6		
TEL：093-483-1685	ホームページ：なし	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和 25 年 10 月 1 日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 門司民生事業協会		
職員数	常勤職員：35名	非常勤職員：10名
有資格 職員数	(資格の名称)：	
	保育士	19名
	教諭免許所持者	2名
	栄養士	2名
	調理師	3名
	看護師	1名
	心理士	2名
施設・設備 の概要	(居室数)：36室	
	幼児保育室	親子生活訓練室
	幼児寝室	心理療法室
	2階・3階 1人部屋	箱庭療法室
	2階・3階 2人部屋	プレイセラピールーム
	2階・3階 3人部屋	食堂
	2階・3階ユニット 1人部屋	グラウンド
	2階・3階ユニット 2人部屋	
地域小規模施設 1棟		

④理念・基本方針

(1) 理念

希望・勇気・助け合い

(2) 基本方針

○子どもの最善の利益確保推進と実践

○明るい仲良い楽しい家庭的な雰囲気創り

○個の確立を図り、心身の健全な育成と自立（自律）の支援

○地域福祉への貢献と推進

⑤施設の特徴的な取組

○松ヶ江福祉の郷防災協定

○各種委員会、リスクマネジメントの活動

○児童と職員の話し合い

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年10月1日（契約日）～ 令和2年4月11日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成28年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

地域との交流、関係機関との連携について

地域事情を把握し、地域における施設の責務や役割について十分留意したうえで施設運営が行われています。現状において地域交流は活発に行われています。地域での子どもの一連の活動は地域の活性化に寄与しています。関係機関・団体との連携等、地域ネットワークが機能しています。尚、北九州養護施設協議会（以下、北養協）の活発な活動の一翼を担っています。

感染症予防や発生時における安全確保の取組について

感染予防衛生委員会が設けられ、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等が開催され、感染予防策等の適切な対応がとられています。尚、感染予防に関する最新情報が行政から送られてくる等、行政と緊密な連携が取れています。

子どもの意向や主体性への配慮について

子どもの自治組織は、立候補制で選挙を行い毎年会長や書記が決められて活発な活動が行われています。子どもが主体的に意見や要望を検討する担任の職員と子どものグループ会が実施され、子どもの意見や要望を叶えるため月一回の子どもと職員の話し合いが施設全体の取組として行われています。

子どもの力を信じて見守る姿勢と子どもが自ら判断し行動することの保障について

子ども達が施設の一員として自治組織の中で係を持ち活動し、自ら施設の運営に参

加しています。子どもの自律を促すため、土・日・祝日や長期休暇は高校生が中心となり、職員が見守り子どもの気づきを大切にする自治生活が営まれています。

おいしく楽しみながら食事ができる工夫について

年2回の嗜好調査により分析された内容が献立に反映されています。誕生日には、その子どもがリクエストした料理が献立に盛り込まれる取組が行われています。小グループ単位での誕生会などの機会や、地域小規模児童養護施設での職員と子どもと一緒におやつや食事をつくる機会には、楽しみながら基礎的な調理技術を習得できる支援が行われています。

性に関する教育について

外部講師を招いての性教育の実施や、幼児への塗り絵を使用した「プライベートゾーン」を教える取組等、看護師を中心に幼児から高校生の年齢に応じた子どもへの性に対する正しい知識と理解を促す教育に取り組まれています。

◇改善を求められる点

事業計画の策定について

中・長期計画は、理念や基本方針の実現に向けた目標が明確にされ、学園の将来像に向けた具体的な計画が策定されています。然しながら、単年度事業計画にあっては中・長期計画の内容等が十分反映されていない状況です。計画の評価・見直しが求められます。

地域小規模児童養護施設(分園型)について

現在一か所が開設され、中・長期計画では2か所目の開設が検討されています。現状では多くの課題を抱えて施設運営に模索しながら展開されているものと推察されます。本施設の設立趣旨では「地域社会の民間住宅を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立を目指す」とあります。運営に関わる規定、基準、要領等の更なる整備が求められます。

子どもや保護者への周知について(説明と同意)

入所段階から退所に至るまでの学園生活を通じて、子どもや保護者に対し重要な手続きに伴う書類や印刷物の交付及び意思確認等、養育支援に関わるルール等、そういった機会は数多くあります。概ね、施設の定めたルールに則り適切に実施されています。然しながら、意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮に関するルール化及び文書化等、不十分な点が見られます。改善へ向けた取組が望まれます。

ホームページの作成等について

施設運営において、ホームページの役割は大きいと考えられます。施設の目的や存在意義、社会的養護の使命や役割等を社会に示し理解を得ることは重要なことと考えられます。また、養育支援の実際を紹介することで、透明性の確保に繋がります。何よりも子どもの自己肯定感保持へのステップアップ、職員の方々のモチベーションの向上等にも寄与するものと考えられます。ホームページの作成等、早急な取組が望まれます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

前回の受審を受けて、改善に取り組んだ所を評価して頂きありがとうございました。子ども達の最善な利益を考えながら、今後も取り組んで行きます。
また、まだまだ改善しなければならない所もありますので、今後の課題として取り組んでまいります。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○法人の理念に基づき、学園独自の理念・基本方針、運営理念の明文化が図られています。内容については、法人、施設の使命や目指す方向等、考え方を読み取ることができます。 ○理念・基本方針は、玄関に掲示されています。職員、子どもには会議、研修、各行事等で周知が図られています。 ○理念、基本情報の周知が施設文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）で十分に図られておりません。施設文書の内容や広報媒体に工夫を凝らすなど、周知と理解を図る取組が求められます。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント> ○施設の経営環境や経営状況の把握、分析等については、各種関連機関等からの幅広い情報交流や行政機関からの具体的な資料・データ等をもとに、中・長期計画に反映させる取組が行われています。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ○経営課題については、家庭的養護の推進、小規模ケアに向けての施設整備や人材確保等が理事会で共有され、職員へも周知が図られています。		

○中長期計画に年度ごとの目標設定が掲げられ、具体的な課題解決に向けて単年度計画が策定されています。但し、単年度計画での計画において中・長期計画での課題が十分反映されていない状況です、計画の整合性へ向けた取り組みが期待されます。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>○中・長期計画は、理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にし、財政基盤の安定化、利用者ニーズの把握、サービスの向上等7つの部門に分け、学園の将来像に向けた具体的な計画が策定されています。然しながら、計画の見直しは不十分な状況となっています。実施状況の評価・検討の実施が望まれます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <p>○中・長期計画を踏まえた単年度の計画は策定されていますが、中・長期計画で挙げられた課題が十分反映されていない状況です。また、実施状況の評価についても不十分な状況といえます。以上の点について見直しされることが求められます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
<p><コメント></p> <p>○単年度計画は主幹会議、職員会議等で職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されています。園内会議、研修のほか各部門別、委員会、担当別に、事業計画の周知、徹底が図られています。</p> <p>○評価見直しが不十分な状況といえます、中・長期計画との整合を図った上で、事業計画の見直しが求められます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>○単年度事業計画は、子どもへの対応は児童会、各グループ、ユニット等、機会あるごとに説明、周知が図られています。(主として行事関連等)</p> <p>○保護者等への具体的な周知への取組が行われていません。事業計画については、保護者等の理解を図る観点からの周知、説明の工夫を期待いたします。</p>		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行わ	b

	れ、機能している。	
<p><コメント></p> <p>○養育支援の質の向上に向けた日頃の取り組みとして、各会議、研修、委員会、部活動(生活共同体、社会共同体、教養活動)、ユニット等において組織的に行われ機能しています。また、必要とされるマニュアルや手順書等も整備されています。</p> <p>○自己評価及び第三者評価の定期受審結果を受けてのPDCAのサイクルの体制整備が不十分な状況です。体制整備を期待します。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
<p><コメント></p> <p>○評価結果を受けて、職員会議や主幹会議及び各部門別や委員会等で課題改善に向けた取組が実施され、共有化が図られています。</p> <p>○意見箱の設置、自立支援計画書、業務日誌の見直し等業務の改善へ反映させる取組が行われています。</p> <p>○評価結果の分析や課題の文書化など改善計画実施のプロセスの、更なる明確化を図ることが求められます。(窓口の一本化等)</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしています。(広報誌、施設内文書等)</p> <p>○施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化すると共に、会議や研修において意思表示し周知が図られています。また、有事の際の役割と責任に関して、不在時の権限委任等を含め明確化されています。(運営規程)</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加し、遵守すべき法令等を把握し、会議、研修の場で職員への周知を図っています。また、法令遵守担当者(次長)を置き、規定の整備やコンプライアンスの徹底を図る取組を行っています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p>		

○施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らも自己研鑽に励み、専門性の向上に努めています。また、職員の教育・研修の充実を図るための取組等指導力を発揮しています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>○施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向け、法人と連携し人事、労務、財務等を踏まえて現状の把握、分析を行なうと同時に、人員配置、働きやすい環境整備等具体的に取り組んでいます。</p> <p>○中・長期計画に財政基盤の安定化を挙げ、単年度計画に反映させる取組を行っています。</p> <p>○事業計画の見直しが不十分な状況と認められます。見直しの取組についての再検討が期待されます。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方のもと、福祉人材の確保と育成の充実に努めています。</p> <p>○人材確保については、北養協を窓口として検討され、必要とするデータや資料等が得られています。また、教員採用、心理職の専任化等の具体化に向けて取り組んでいます。次のステップとして心理職の常勤化が期待されます。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	c
<p><コメント></p> <p>○施設における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、法人規定に基づき、施設独自の能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）が実施されています。</p> <p>○職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組は不十分な状況と認められます。職員処遇の評価・分析等の取組を期待します。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握しています。勤務実態に応じ短時間勤務者の人員配置や夜勤体制の見直し等を行っています。</p> <p>○総合的な福利厚生が実施されています。定期的な個別面接や相談に対応する等、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。</p>		

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した取組が期待されます。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
<p><コメント></p> <p>○部門別、委員会、ユニット単位等では、チームとしての目標設定や達成度の確認及び評価の振り返り等が行なわれています。</p> <p>○職員一人ひとりの目標管理制度への取組は、道半ばの状況です。知識・経験等に応じた具体的な目標の設定は、養育・支援を担う上で骨格をなすもので、モチベーションを高めるための取組でもあり、目標管理の取組を期待します。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示し、研修計画が策定されています。策定された研修計画は、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点を明確にし、職員の教育・研修が実施され報告・記録されています。</p> <p>○研修計画の定期的な見直しは実施されていない状況です、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することを期待します。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>○新任職員から経験豊富な職員まで、経験や習熟度に応じた幅広い教育・研修について、全職員が参加できる研修体制が整備されています。（階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等）</p> <p>○専門職（看護、栄養、給食等）ごとの研修も定期的に行われています。</p> <p>○外部研修等の情報提供等、職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮されています。また、職員が一人で問題を抱え込まないよう気軽にスーパービジョンが受けられるよう配慮されています。（相談体制の整備）</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>○実習生の受け入れは、積極的に実施されています。北九州市及び周辺エリアの大学、短大、専門学校等で、年間50名を超える実習生を受け入れています。</p> <p>○受入れ体制の整備については、実習生受入れマニュアルに基づき所定の手続きを経て、適切に実施されています。また、職員、子どもに対し、実習期間中である旨の掲示が行われ、周知・共有する取組が行われています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c

<p><コメント></p> <p>○ホームページ等が未開設等もあり法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容等が、社会・地域に対して明示、周知状況が確認しにくい状況です。施設に対する、子どもや保護者等、地域の理解をさらに深めていくための手だてが望まれます。</p>		
22	<p>II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>○法人による監査、施設独自の監査等、外部の専門家(税理士)による監査支援が受けられています。監査結果による指摘事項やアドバイスを受け、経営・財務の改善課題等、施設運営に活かす取組が行われています。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>○理念、基本方針及び事業計画等に地域との関わり方等、基本的な考え方を明文化しています。</p> <p>○ひまわり通信(広報誌)に地域との交流、学校生活、ボランティア等々幅広い交流が行われている様子が見られます。また、地域社会が少子高齢化の実情を受け、施設の子どもたちが地域活性化の一翼を担っている現状が見て取れます。</p> <p>○学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っています。(来園簿記入)</p>		
24	<p>II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>○ボランティア受入れについては、ボランティア受け入れ規程、マニュアルを整備し積極的に受け入れています。内容としては、幼児への絵本の読み聞かせ、学習ボランティア、茶道、書道等が挙げられます。また、地元の海岸清掃、海峽花火大会清掃ボランティア等へ子どもたちの参加があり、地域のボランティア活動を通じての交流及び社会参加の学びが得られています。</p> <p>○ボランティアに対して活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が求められます。</p>		
<p>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>○地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応する社会資源のリストや必要とされる資料を作成し、職員間で共有されています。</p> <p>○関係機関・団体とのネットワークをもとに定期的な連絡会や情報交換に努め、共通の問題の解決に、協働して具体的な取組を行っています。</p> <p>○北養協主催の関連行事が、年間を通して数多く開催され当該施設も積極的に参加していま</p>		

す。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>○地域住民との連携、コミュニケーションの中から地域の特性や課題等、地域の福祉ニーズを知ることが可能となっています。地域の交流イベントや清掃活動等に、子どもを主体とした施設全体としての積極的な参加が進められています。地域との交流は良好で年間を通して盛んに行われています。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○当該施設は、福祉ニーズ等に基づいた事業活動として、ショートステイ、トワイライト事業を展開しています。このことはパンフレット等に記載され、地域の子育て支援に貢献しています。</p> <p>○地域と施設間で「地域防災協定」が締結され、災害時における相互援助が可能となっています。また、施設が高台に位置することから災害時の福祉避難所としての役割も担っています。</p> <p>○施設が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組の具体化を進めるなど積極的な取組が望まれます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○理念・基本方針等に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示され、具体化に向けた取組が行われています。</p> <p>○「倫理綱領」は玄関に掲示され、権利擁護の指針、マニュアル等も整備されています。</p> <p>○具体的には、委員会活動や、部活動（生活共同体、社会共同体、教養）を中心に、子どもの自主性を尊重した養育・支援が行われています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>○子どものプライバシー保護について、施設としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備されています。具体的には、居室への立ち入り、手紙の開封、入浴、排泄等の</p>		

<p>生活場面でのきめ細かな約束ごと（プライバシー保護マニュアル）を取り決め実施されています。</p> <p>○プライバシー保護マニュアルの理解、周知・徹底については、子ども児童会、部活動、委員会、ユニット等の場で権利ノート等を用いて、詳しく説明及び、注意喚起を行っています。</p> <p>○未就学、小学生（低学年）等への権利ノートについては、できるだけわかりやすい表現を用いて作成されることが望まれます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	<p>Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>○子どもや保護者等が、養育・支援を利用するために必要な情報提供としては、「園生活のしおり」、「保護者へのご協力とお願い」、パンフレットや権利ノート等で説明を行っています。要望に応じて見学にも対応しています。</p> <p>○未就学、小学生低学年向け版のわかりやすい「園生活のしおり」の作成が望まれます。また、事前に施設の情報を入手できるためのホームページの作成が期待されます。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>○入所時点で、養育・支援の具体的事項及びその他留意項等を、施設が定めた様式の書面を用いて、わかりやすく説明を行い、自己決定に配慮しながら同意を得る対応がとられています。その他、一時保護や施設体験等への取組が行なわれています。</p> <p>○意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮に関するルール化及び文書化等、不十分な点が見られます。改善へ向けた取組が望まれます。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>○措置変更、家庭復帰等については、家庭支援専門相談員が担当し、継続支援計画が立てられています。関係機関との連携や調整等、養育・支援の継続性に配慮した取組が行われています。退所後の相談、アドバイス等の対応がとられています。（家庭支援専門相談員日誌・業務日誌）</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの満足に関する調査や意見の集約等、定期的、組織的に実施されています。個別面接には担当職員が当たり、子ども児童会、グループ会等に職員が参加することで問題意識の共有が図られています。</p> <p>○子どもからの意見、要望、提案等を職員間で共有、検討することにより、子どもの満足に対する意識の向上が図られています。また、意見箱も設置され意見表明が苦手な子どもたちへの対応が行われています。</p>		

Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>○管理運営規定に苦情解決委員会、第三者委員会(中立性の確保)設置についての記載があり、苦情解決責任者、受付担当者などを設ける等の体制整備が構築されています。苦情解決の仕組みは園内掲示され、保護者や子どもにも周知されています。</p> <p>○保護者や子どもからの要望については、園内で検討されフィードバックする取組となっています。また、対応困難な場合は、児童相談所との連携で対応しています。</p> <p>○意見箱も設置され、一定のルールのもと運用されています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの相談窓口としては、子どもにより身近で個別な関わりのある、グループ担任が子どもの様々な相談を受ける対応がとられています。また、相談をしやすい、意見を述べやすいスペース等が確保されています。</p> <p>○施設において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組が行われています。(わたしの権利ノート、意見箱、児童福祉ガイドライン)</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めています。子どもからの相談に対する、施設の相談体制が構築されています。意見の聴取(把握)から相談、対応策の検討、フィードバックまで、組織的な対応が図られ、施設長・職員の共有が図られています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>○リスクマネジメントに関する責任者及び担当者の明確化が図られています。また、防災に関するマニュアル類、研修制度等の、体制整備が構築されています。</p> <p>○施設における事故や防災上の課題解決のための「事故防止防災委員会」が設けられています。委員会では、未然防止や安全確認等も含め定期的な検討・対応の場となっています。これらの活動は子どもの安全の確保に効果的に役立てられています。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれています。</p> <p>○不審者や保護者等からの強引な引き取りに備えた取組・対応についてもマニュアルが作成されています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○感染予防に関する最新情報が行政から送られてくる等、行政と緊密な連携が取れています。</p>		

<p>○感染マニュアル等が作成され、感染予防策等の適切な対応がとられています。</p> <p>○感染予防衛生委員会が設けられ、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催しています。また、職員、子どもへの周知・徹底等が図られています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○施設の立地条件が、山、河川等も遠く、津波に関しても心配の無い高台に位置しています。園舎は耐震構造で、屋内は備品等の落下防止策が施されています。</p> <p>○避難訓練については、消防署の協力のもと定期的実施されています。その他、避難経路、避難場所、防・消火設備のメンテナンス、緊急連絡網の整備等の取り組みが行われています。地域との防災訓練時においても良好な連携がとれています。(地域防災協定の締結)</p> <p>○災害時の食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備しています。</p>		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>○標準的な実施方法としては、児童養護施設運営指針マニュアル、児童福祉サービスガイドライン、指導要綱やグループ活動、日課表(幼児、学童)、委員会活動等手順書も含めると多岐に渡っています。それらは養育・支援の実践場面ごとにまとめられ文章化されています。また、保育、看護、栄養管理、臨床心理等の分野においても整備・文章化に取り組みされています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>○養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが、各会議等で定期的実施されています。検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映され、且つ、自立支援計画の状況を踏まえて検討が行われ、結果は適切に記録されています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画策定については、担当を決め策定責任者を施設長としています。策定に当たっては自立支援計画作成要綱に基づき、自立に向けた支援計画が作成されています。</p> <p>○アセスメントについては、2種類の様式(幼児、児童)のを用いて状況の把握が行われ、自立支援計画に反映する取組となっています。</p> <p>○部門を横断したさまざまな職種の関係職員(指導員、保育士、看護、心理、家庭支援専門相談員等)の協議や児童相談所、福祉事務所、教育機関等の知見を加え、子どもの意向が加味さ</p>		

れた自立支援計画が策定されています。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○自立支援計画の評価見直しについては、自立支援計画作成要綱に基づき、定期的に関係職員参加のもと、組織的な仕組みを定めて実施しています。見直し後の自立支援計画の内容を、関係職員に周知すると同時に内容の確認等、情報の共有化が図られています。</p>		
Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもに関する養育・支援の実施状況の記録については、文書管理規定に基づき、統一した様式を用いて文書の運用管理が適切に行われています。パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を行い、施設内で情報を職員間で共有する仕組みが整備されています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○文書管理規定及び個人情報保護に対する基本方針、マニュアルに基づき、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供等の運用管理が適切に行われています。記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われています。同様に個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明されています。</p>		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A① 46	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p><コメント></p> <p>○毎年4月には必ず子どもの権利擁護についての施設内研修が実施され職員の理解を図っています。</p> <p>○権利侵害の防止のためには、「人権擁護・人権侵害の防止のためのチェックシート」によって各職員が年2回の自己点検を行い、自らの気づきを促す取組が行われています。</p> <p>○職員間で権利侵害があれば指摘することを促し、指摘の出来る関係を構築することに努めています。</p> <p>○権利侵害の早期発見のため、子どもから発信できるように意見箱の設置や、子どもとのグループ会で行っています。</p>		

A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A② 47	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>○子ども一人ひとりの特性や状況を把握のうえ、最適なグループ編成（生活単位）となるように配慮されています。毎月1回以上の担任の職員と子どものグループ会を実施し、生活や道徳等の月毎の自分の目標を決めて取り組んでいます。</p> <p>○集合時や朝礼・講話などで、子ども達へ自己や他者の権利について理解を深める話が施設長や職員から伝えられ、日常生活のかかわりを通して自分を大切にしている他者への思いやりの気持ちが育まれる支援が行われています。</p>		
A-1-(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③ 48	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもに家族のことなど事実を伝える時には、児童相談所と連携し、関係職員で協議し検討が行なわれ、きめ細かく対応されています。伝える時期を選び、手厚くケアのできる夏休みに行く等を工夫し、子どもに伝えた後に変容がないかを把握しフォローがされています。</p> <p>○幼児には担当職員が絵や説明をていねいに入れた小さなアルバムが作成されています。小学生以上の子どもは、それまでの小さなアルバムを一冊にまとめ、それぞれの子どもが一人ひとりの成長過程を振り返ることができるように所持しています。アルバムが子どもの生き立ちの整理につながるようていねいに作成されています。</p>		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④ 49	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○「就業規則」に体罰等の禁止が明文化され、懲戒規定が定められています。趣旨に則った処分が行われるような仕組みを整えています。</p> <p>○不適切なかかわりの防止のため、職員はチェックシートにて年2回の自己点検を行い自らの気づきが促されています。</p> <p>○子ども達は権利ノートを一人ひとりが所持しており職員が説明に努めていますが、わかりやすく伝えるため資料等の工夫や、子どもが権利について理解を深めたことを確認できる仕組みを望みます。</p>		
A-1-(5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤ 50	A-1-(5)-① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの自治組織は、立候補制で選挙を行い毎年会長や書記が決められて活発な活動が行われています。担任の職員と子どものグループ会を実施し子どもが主体的に意見や要望を検討しています。</p>		

<p>○子どもの意見や要望を叶えるため月一回の子どもと職員の話し合いが施設全体の取組として行われています。</p> <p>○子ども達は小遣い帳（生活訓練費記録）を利用して自分のお金がいくらあるのか把握し、お金の使い方を学んでいます。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥ 51	A-1-(6)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○入所に向けて生活場所が変わることの子どもへの不安の軽減を図るため、一時保護で施設の生活の体験を行い、乳児院から受け入れの時には馴染み保育を行っています。これからの生活を実際に体験し子どもに入所の意向が確認されています。</p> <p>○子どもの入所の日には、担当の職員・看護師が揃って温かく子どもを迎え入れるとともに、小学校の先生からの訪問や中学校に出向き挨拶や担任の先生と話をする時間を設けています。学校とも連携し子どもの社会生活にも配慮をした支援が行われています。</p>		
A⑦ 52	A-1-(6)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>○子どもの卒園に向け、仕事や一人暮らしの不安などへ冊子も利用しての情報提供が行われています。家庭支援専門相談員と担任職員が中心となった退所後の相談体制があり、アフターケアに対応しています。</p> <p>○退所者の帰省が受け入れられ、在園者のスポーツの応援や交流する機会が持たれていますが、卒園者の状況の把握のためにも、退所後の組織化の仕組みやパイプづくりに努められることを期待します。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧ 53	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p><コメント></p> <p>○職員は日々子どもとの関わりの中で、子どもと向き合い子どもの気持ちを理解するように努められています。心理的支援の必要のある子どもは、心理職と連携し協働して子どもの課題の解決が図られています。</p> <p>○意見箱の設置や、担任の職員と子どものグループ会・子どもと職員の話し合いが行われ、子どもの意見や要望を叶え生活を快適にできる支援体制がとられています。一方で、意思表示の困難な子どもへのアンケート等の実施などにより子どもの内面の把握に努め支援に生かす工夫が求められます。</p>		
A⑨ 54	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a

<p><コメント></p> <p>○基本的な日課・ルールはありますが、子どもからの要望を反映して、休日を利用してゆっくり起床し、幅のある時間帯で朝・昼食を取ることができるランチデイに取り組みられています。また、小単位の各グループ内での話し合いや月一回の子どもと職員の話し合いを行い、子どもの状況や意思を尊重した柔軟な対応がされています。</p> <p>○夜間は職員の部屋には常に灯りをつけ、子どもの安心感に配慮がされています。</p>		
A⑩ 55	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの施設内自治活動として、自分たちで係を持ち活動し自ら施設の運営に参加しています。子どもの自律を促すため、土・日・祝日や長期休暇は高校生が中心となり、職員が見守り子どもの気づきを大切にす自治生活が営まれています。</p> <p>○職員は、日々の生活の中で具体的な例を出してわかりやすく子どもに伝え、自己肯定感を高める支援に努めています。慌ただしい朝・夕の時間帯に対応して職員が増員され手厚く配置される工夫が行われています。</p>		
A⑪ 56	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p><コメント></p> <p>○職員は、グループ会や意見箱・日常生活の中で子どものニーズを把握することに努めています。子どもの要望によるゲームやパソコンの使用などが提供されています。要望については、児童と職員の話し合う仕組みがあります。</p> <p>○子どもの発達段階に応じて、幼稚園への3年保育での就園や、療育センターへの通院、特別支援教育への対応がされています。</p> <p>○学習ボランティアや、茶道・書道・絵本読み聞かせ等のボランティアが活用されています。</p>		
A⑫ 57	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○自治組織の保健衛生部・整美部など各部の活動に子ども達が係を持ち参加しています。その活動報告も自ら行うなど、子どもの意見を尊重しながら生活の質を高め社会性を習得できるような養育・支援が行われています。</p> <p>○地域での奉仕活動（清掃・学校バザーへの参加）や近隣施設の行事への参加・交流も行われています。</p> <p>○携帯電話については適切な使い方ができるように説明がされ、所持後にも適時対応し必要な知識が身につくように支援されています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑬ 58	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
<p><コメント></p> <p>○グループ担当職員が主に小グループのテーブルで一緒に食事を取り、マナーや食習慣を身</p>		

につけられるように教えています。栄養士などの講話で子どもへマナーや衛生・栄養の知識が話されています。子どもが必要な栄養が摂取できるように、成長曲線やBMI（肥満度測定）から分析されたカロリー別の4タイプの食事が提供されています。

○年2回の嗜好調査が実施されており、分析された内容が献立に反映されています。誕生日には、その子どもがリクエストした料理が、献立に盛り込まれ提供される取組が行われています。

○小グループ単位での誕生会などの機会に基礎的な調理技術を習得できる支援が行われています。地域小規模児童養護施設では、職員と子どもと一緒におやつや食事をつくる機会があります。

A-2-(3) 衣生活

A⑭ 59	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
----------	---	---

<コメント>

○小学生高学年・中高生は自分で好みの衣服を選び購入しています。子ども各自のタンスで衣服が管理されています。

○小学校5年生以上の子どもは自分で衣類の洗濯を行っています。子どもが適切な衣服を選択して着用し、常に清潔であるように支援がされています。

○ボタンつけなどの補修やアイロンかけなど、職員が子どもの傍で行って、見て覚えられるように支援がされています。

A-2-(4) 住生活

A⑮ 60	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じ場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
----------	---	---

<コメント>

○小規模グループケア2ユニットを含む大舎制の構造ですが、中学・高校の3年生は個室、相部屋の子どものは2名の居室で、子ども一人ひとりの居場所が確保されるように配慮されています。地域小規模児童養護施設1棟と小規模グループケア2ユニットが活用され、卒園までに子どもが皆経験できるように計画され、より家庭的な養育環境が提供されています。

○毎日の清掃や週毎の居室の整理整頓などは、子どもが参加して環境整備に積極的に取り組んでいます。

A-2-(5) 健康と安全

A⑯ 61	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
----------	---	---

<コメント>

○毎月子どもの身長と体重の測定が行われ、健康診断を年2回実施しています。常勤の看護師が中心となり医療機関と連携し、緊急時や夜間にも対応できる体制が取られています。服薬管理マニュアルに基づき服薬は事務所で管理され服薬の確認がされています。

○子どもへは、講話で衛生など健康面の説明がされています。職員へは医療や健康に関する研修が実施されています。施設全体で一人ひとりの子どもに対する心身の健康の向上に取り組まれています。

A-2-(6) 性に関する教育

A⑰ 62	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
<p><コメント></p> <p>○看護師を中心に、幼児から高校生の年齢に応じた子どもへの性に対する正しい知識と理解を促す教育に取り組まれています。外部講師を招いての性教育の実施や、幼児への塗り絵を使用した「プライベートゾーン」を教える取組が行われています。</p> <p>○幼児から高校生の年齢に応じた子どもの性に対する正しい理解を促す教育を、今後も継続して取り組まれることを期待します。</p>		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑱ 63	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもの不適応行動には、施設内では心理職や看護師など多職種の職員が連携してチーム対応が行われています。日頃から子どもの様子を見守り、各会議で職員は対応方法を検討し、統一した支援を行うように施設全体で取り組まれています。</p> <p>○子どもからの暴力等は一人の職員だけでなく他職員が介入して対応することや、子どもからの話を聞く場を設けるなど事態の改善に努めています。職員の休みが取りやすい環境を整え、暴力を受けた職員が休息し回復するための配慮がされています。</p>		
A⑲ 64	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○生活単位となるグループ編成・部屋割は、子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように職員で話し合わせ、毎年考えられて構成されます。</p> <p>○密室になりやすい場所や死角などは、留意して声かけが行われ点検がされています。</p> <p>○児童相談所や市の担当部署と協議を行うなど連携した組織的対応がとられており、子ども間の暴力、いじめ、差別などの発生予防に努めています。</p>		
A-2-(8) 心理的ケア		
A⑳ 65	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>○心理療法室やプレイセラピールームが設置され、主として女兒には女性心理職、男児には男性心理職の2名の心理士により心理的な支援を必要とする子どもの自立支援計画に基づく、プログラムが実施されています。</p> <p>○職員への心理職による園内研修が毎年企画され実施されています。心理職が職員からの相談を受けることや事例検討会に参加し職員への心理的助言がされています。</p> <p>○子どもへの心理職の支援が学校や児童相談所とも連携して行われています。</p>		
A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等		
A㉑ 66	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p><コメント></p>		

<p>○受験前の子どもには部屋割りが考慮され、個室で消灯後も勉強できるように配慮がされています。学習指導員2名が雇用されており、学力の低い子どもに基礎学力を回復する学習支援や試験前の集中した学習支援の対応が行われています。学習ボランティアや学習塾の活用も図られています。</p> <p>○連絡帳の確認や、子どもが忘れ物をせず宿題を終了させてから遊びに出るように、日課にも組み込まれた支援が行われています。子どもの個々の特性に応じ、特別支援学校・学級への通学に支援がされています。</p>		
A② 67	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもが適切な進路の選択を行うために、保護者や学校との連携を行い、子どもが自己決定するための情報や利点が伝えられています。子どもの意思を尊重した自己決定が支援されています。</p> <p>○子どもが大学等への進学をしやすいように、奨学金の申請に併せて措置延長や措置継続の活用が図られています。また、社会的自立のために十分な社会経験を積めるよう就労させながら施設入所を継続する等の支援に取り組まれています。</p>		
A③ 68	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもが社会経験を拡大できるように、高校生以上の子どもの希望によりアルバイトをすることが可能です。勤務地や勤務時間に制限のある子ども達に近隣の高齢者・障がい者施設での配慮されたアルバイト先が提供されており、学校と連携しての実習やインターンシップ制度の活用が図られています。</p> <p>○介護の実習や資格取得の試験費用の提供がされるなど、資格取得を奨励され将来の就職につながることに取り組まれています。</p>		
A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A④ 69	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>○子どもと家族との面会や、外出・一時帰宅を計画的に行い、学校行事の三者面談や運動会などで家族との継続的な関係づくりに努めています。</p> <p>○家族からの不適切なかかわりがないか、外出・一時帰宅後に子どもからと家族の双方に様子を聞き確認がされています。</p> <p>○家族関係が良好に保たれるように、児童相談所と連携して対応がされています。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A⑤ 70	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>○施設には親子関係の再構築に向けて使用できる相談面談室や親子生活訓練室が整備されています。</p>		

○親子関係の再構築に向けた計画をもとに、児童相談所や各行政区子ども担当部署と連携し、一時帰宅後には親子双方から様子を聞き取り確認するなど経過を見守りながら慎重に進められています。家庭支援専門相談員が中心となり親子関係が円滑に再構築されるよう取り組まれています。